〇防 衛省告示第百四十 七 号

日 本 国とア メリ 力 合衆国 との 間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに 日 本国に

お け Ś 合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に 関 す る協定 第二条 \mathcal{O} 規 定 によ り ア メ IJ 力 合 衆 玉 が 使 用 を許され る施 設 及 び 区 域 12

, \ て、 共 同 使 用、 追 加 提供 及び)使用 条件変更が令和五年七月二十八日 次のとおり決定された。

令 和 五年八月 日

防衛大臣 浜 田 靖 一

陸 上: 施設

◎共

同

使用

名 所

六〇二二

嘉手

納

| 弾薬庫

地

区

沖 縄

市

施

設

番

号

施

設

在 地

名 所

有関係

有

玉

土

地

. .

約 七、

九

 \bigcirc 平

-方メー

}

ル

要

摘

公有

土 地 約三、 九〇〇平方メ

1

ル

民有

土地 :約二二〇、〇〇〇平方メートル

◎追加提供

〇六六 東千歲駐屯地

設

施

施設番号

名

千歳市

所 在

地

名

所有関係

玉

有

ら三年間

使用期間:日米合同委員会の承認の日か

土砂等の仮置場として共同使用する。

摘

要

土地:約一九一、○○○平方メートル

約一、七〇〇平方メートル

国有

建物:

国 有

工作物:水道等

訓練施設として追加提供する。

使用 期間 . .

令和五年九月一日から同月三十日ま

で の 間

地位協定の関連ある条項が適用される。 及び区域として提供する。 地位協定第二条第四 陸上自衛隊東千歳駐屯地 ための追加期間

·項 (b)

 \mathcal{O}

適用ある施設

提供期間中は、

の施設の一部を、

必要に応じ、

訓練の展開及び撤収の

国有 工作物 • • 照明: 装置等 〇六九

別海矢臼別大演習場

北海道野付郡別海

町

国 有

建 物

. .

約五〇平方メート

ル

訓練: 施設として追加提供する。

使用 期間

令和五年九月一日から同月三十日ま

での間

必要に応じ、 訓練の展開及び撤収の

〇七二 上富良野中演習場

北海道空知郡上富良

国 有

国有

野町

土地:約三、二〇〇平方メートル

地位協定の関連ある条項が適用される。

及び区域として提供する。

提供期間

間中は、

地位協定第二条第四

回 (b)

の適用が

ある施設

建物: 約二一〇平方メートル

工作物:水道等

国有

訓練: 施設として追加提供する。

使用 期間

令和五年九月一日から同月三十日ま

での間

必要に応じ、 訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊矢臼別演習場の施設の一部を、

〇七五 带広駐屯地

帯広市

ための追加期間

陸上自衛隊上富良野駐屯地、 陸上自衛隊

上富良野演習場及び陸上自衛隊 上 富 良野

弾薬庫 の施設の一部を、 地位協定第二条

第四項的の適用ある施設及び区域として

提供する。 提供期間中は、 地位協定の関

連あ る条項が適用され る。

国有

国 有

土地:約二八四、〇〇〇平方メートル

約一、六〇〇平方メート

ル

建 物

工作物 . . 水道等

国 有

訓練 施設として追加 提供する。

使用 期間

令和五年九月一 日から同月三十日ま

札幌市

国 有

国 有

建物:約二、二〇〇平方メートル

工作物: 水道等

国 有

訓練 施設として追加提供する。

使用 期間

令和五年九月一 日から同月三十日ま

での間

必要に応じ、 訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊帯広駐屯地の 施設の一 部を、

地位協定第二条第四項心の適用ある施設

及び区域として提供する。 提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

土地:

約九五、〇〇〇平方メートル

陸上自衛隊丘

珠駐

は屯地の!

施設の一

部を、

ための追加期間

地位協定の関連ある条項が適用される。及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定第二条第四項心の適用ある施設

土地:約七、三〇〇平方メートル

静内対空射撃場

北海道日高郡新ひだ

国 有

か 町

国 有

建 物

約三、一〇〇平方メートル

国有 工作物:水道等

訓練施設として追加提供する。

一 令和五年九月一日から同月三十日ま使用期間:

で の 間

必要に応じ、

訓練の展開及び撤収の

五三〇 奄美駐屯地

奄美市

で の 間

必要に応じ、 訓練の展開及び撤収の

ため 。 の 追 加期間

陸上自 1衛隊: 静 内 対空射撃場及び 陸上自衛

隊静内駐屯地の施設の一 部を、 地位協定

第二条第四項(b) の適用ある施設及び区域

として提供する。 提供 期 間 中 は、 地 位

協

定の関連ある条項が適用される。

国 有

国有

土地:約二〇、〇〇〇平方メートル

建物:約三、二〇〇平方メート

ル

工作物 •• 水道等

国 有

訓 練 施設として追加提供する。

使用 期間 . .

で の 間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊奄美駐屯地の施設の一

部を、

地位協定第二条第四項もの適用ある施設

及び区域として提供する。提供

期

間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎使用条件変更

三沢対地訓練区域

令和五年九月一日から同月三十日までの間については、 現行の使用条件の特例として、 十五日を限度

として演習時間を午前八時から午後九時まで又は午前九時から午後十時までとする。

また、 令和六年から令和十四年までの各年の四月一日から九月三十日までの間及び令和十五年四月一

日 か 5 同 年八月三十一 日までの間につい ては、 現 行 \mathcal{O} 使用 条件の特例として、それぞれ各月につき十五

日及び 合計六十日を限度として演習時間を午前八時から午後九時まで又は午前九時から午後十時までと

する。

本区域を一に掲げる時間帯に使用する際は、 最小限七日間変更しないものとし、 原則としてその十五

日前に予告する。

三 の特例が適用されない期間の演習は、 従前の時間帯において行われる。